

第 2 2 期 第 5 回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

1 日 時 令和 7 年 8 月 2 8 日 (木) 1 4 : 0 0 ~

2 場 所 福岡市博多区東公園 7 - 7
福岡県庁北棟 4 階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 内水面における共同漁業権の免許について (諮問)

(2) 第五種共同漁業権遊漁規則の認可について (諮問)

(3) その他

7 水 第 9 7 7 号
令和7年8月22日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局水産振興課)



内水面における共同漁業権の免許について（諮問）

このことについて、漁業法第70条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

令和7年6月16日付けで、福岡県内水面漁場計画を改正して公示したところ、別添一覧のとおり免許申請があったので、貴委員会の意見を求めます。



内水面 共同漁業権免許申請状況一覧表(内共第7号・内共第8号 魚種追加)

番号	申請者 (共同申請者)	関係地区に住所を 有し、1年に30日以上 水産動植物を採捕 または養殖する 者の属する世帯数 (A)	関係地区に住所を 有する組合員であつ て1年に30日以上水 産動植物を採捕ま たは養殖する者の 属する世帯数	$A \times 2/3$	総会開催月日 (令和7年)	総会日における 正組合員数	出席した正組合員数	可決・否決
内共第7号	京二川漁業協同組合	85	85	57	6月29日	85	66	可決
内共第8号	岩岳川漁業協同組合	59	59	40	7月6日	59	53	可決

第五種共同漁業権の増殖計画

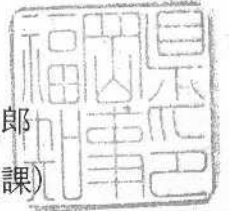
番号	申請者 (共同申請者)	あゆ 種苗放流 (尾)	あゆ 種苗放流 (kg)	あゆ 受精卵 放流 (万粒)	あゆ 産卵床 造成	ふな 種苗放流 (kg)	ふな 種苗放流 (尾)	ふな 産卵床 造成	おいかわ 種苗放流 (尾)	おいかわ 種苗放流 (kg)	おいかわ 産卵床 造成	わかさぎ 受精卵放 流 (万粒)	うなぎ 種苗放流 (尾)	うなぎ 種苗放流 (kg)	やまめ (あまご) 種苗放流 (尾)	うぐい 産卵床造 成	てながえび 種苗放流 (尾)	てながえび 種苗放流 (kg)	もくずがに 種苗放流 (尾)	もくずがに 種苗放流 (kg)	すっぽん 種苗放流 (尾)
内共第7号	京二川漁業協同組合	57,000				50					5カ所	300		60	1,100					140	100
内共第8号	岩岳川漁業協同組合	10,000									3カ所			30	1,000					50	

7 水 第 9 7 8 号

令和7年8月22日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局水産振興課)



第五種共同漁業権遊漁規則の認可について（諮問）

このことについて、下記のとおり認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき諮問します。

記

別添2件の遊漁規則



遊漁規則内容の審査結果

免許 番号	申請者（共同申請者）	漁業法第170条第5項に関する審査	
		第1号	第2号
内共第7号	京二川漁業協同組合	不当な制限はない	遊漁料は妥当である
内共第8号	岩岳川漁業協同組合	不当な制限はない	遊漁料は妥当である

漁業法

第170条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

- 一 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- 二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

京二川漁業協同組合内共第7号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は京二川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ（はや）、やまめ、もくずがに、すっぽん、わかさぎ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 第1条に規定する漁場区域内で遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による手釣、竿釣による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には、様式（1）による遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う水産動物に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模
手釣、竿釣	1人3本以内
投網	1人1統
たも網	1人1統
うなぎうけ（かご及び筒）	1人5個以内
ろううけ	1人3個以内
かにえさうけ	1人5個以内
にぎりすくい	1人1統

2 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁してはならない。

ア 水産動物	イ 漁具、漁法
あゆ、こい、ふな、おいかわ、うなぎ、やまめ、すっぽん、もくずがに、わかさぎ	船（ゴムボートを含む）使用
こい、ふな、おいかわ、うなぎ、やまめ、すっぽん、もくずがに	空針釣（ひっかけ釣）
あゆ	投網

（禁止期間）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 期間	備考
もくずがに	5月1日から6月30日まで	
あゆ	1月1日から5月31日まで	福岡県漁業調整規則の規定による
こい、ふな	6月1日から6月30日まで	
おいかわ（はや）	2月1日から2月末日まで （但し、竿釣による場合を除く）	
すっぽん	1月1日から3月31日まで及び 6月1日から7月31日まで	
やまめ	10月1日から12月31日まで	
	1月1日から2月末日まで	福岡県内水面漁場管理

		委員会指示
--	--	-------

(全長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については中欄に大きさのものを採捕してはならない。

魚種	全長等	備考
もくずがに	甲長 4 cm 以下	
やまめ	全長 10 cm 以下	
すっぽん	体重 200 g 以下	
こい	全長 16 cm 以下	福岡県漁業 調整規則
ふな	全長 3 cm 以下	
おいかわ	全長 3 cm 以下	
うなぎ	全長 21 cm 以下	
わかさぎ	全長 3 cm 以下	

(禁止区域)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の魚種は、イ欄の区域においてウ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	
あゆ、こい、ふな、おいかわ、うなぎ、やまめ、すっぽん、もくずがに、わかさぎ	行橋市 中須橋から上流 250m までの区域	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	
	京都郡みやこ町犀川木井馬場 鍋淵橋から下流 500m までの区域	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	福岡県漁業調整規則
	行橋市大字眞菰 鶴堰上流 500m から下流中須橋 までの区域	1 月 1 日 から翌年 5 月 31 日 まで	

(遊漁料の額および納付の方法)

第7条 遊漁料の額は次表のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下の場合には無料、中学校・高等学校生徒又は肢体不自由者は、次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚 種	漁 具、漁 法	期 間	遊 漁 料
あゆ	手釣、竿釣	1 日	1,000 円
わかさぎ	手釣、竿釣	1 日	500 円
こい、ふな、 うなぎ、おい かわ（はや）、 やまめ、すっ ぽん	手釣、竿釣	1 日	500 円
	投網	1 年	7,000 円
	にごりすくい	1 年	5,000 円
うなぎ	うなぎうけ（かご及 び筒）	1 年	5,000 円
もくずがに	かにえさうけ、徒手	1 年	5,000 円

2 前項の遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

組合事務所（福岡県行橋市大字流末 1 1 7 6 - 1）および漁協が指定する釣具店等。

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第 8 条 次のア表に掲げる第五種共同漁業権漁場にかかるすべての漁場区域において、イ表ア欄の水産動物を同表イ欄の漁具、漁法により同表ウ欄の規模で遊漁しようとする者は、あらかじめ同表エ欄の 1 年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について、福岡県内水面漁業協同組合連合会（以下、「内水面漁連」という。）の承認を受けなければならない。ただし、遊漁者が小学生以下の場合は無料、中学校・高等学校生徒又は肢体不自由者は、イ表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とする。

ア表

漁 場 区 域	漁 業 権 番 号
矢部川	内共第 1 号
筑後川（上流）	内共第 2 号
筑後川（下流）	内共第 3 号
八木山川	内共第 5 号

今川	内共第6号
祓川	内共第7号
岩岳川	内共第8号
花宗池	内共第9号

イ表

ア 水産動物	イ 漁具、漁法	ウ 規模	エ 年遊漁料
あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、もくずがに、てながえび、うぐい、すっぽん	手釣、竿釣	3本以内	10,000円
こい、ふな、うなぎ、おいかわ、もくずがに、てながえび、うぐい、すっぽん	手釣、竿釣	3本以内	4,000円
あゆ	手釣、竿釣	1本	8,000円
やまめ	手釣、竿釣	3本以内	3,000円
わかさぎ	手釣、竿釣	3本以内	2,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

内水面漁連（福岡市博多区東公園7番7号）及び福岡県の内水面関係組合が指定した釣具店等。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は第3条第4項の遊漁料の納付を受けたとき、又は、同条第2項の承認を行ったときは、様式（2）、（3）の遊漁承認証を交付するものとする。

内水面漁連は第9条第1項の遊漁料の納付を受けたときは様式（4）の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁するとき遊漁承認証を携帯しなければならない。

- 2 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 3 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が指定した産卵場の川底をかくはんしてはならない。
- 5 釣りによる遊漁は、日没から日の出までの間は禁止する。
- 6 この漁場区域に架設された橋梁上からの遊漁を禁止する。

(漁場監視員)

第 11 条 漁場監視員は、この規則励行に関し、必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、様式(5)の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。

この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は認可の日から施行する。

様式（１）

遊 漁 承 認 申 請 書

京二川漁業協同組合長 殿

住所
氏名

京二川漁業協同組合遊漁規則第２条の規定により遊漁の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 期 間 年 月 日から 年 月
日

2 魚 種

3 漁 具、漁 法

4 区 域

様式（２） 遊 漁 承 認 証（日 釣 り 券）

表		裏
No. 遊 漁 承 認 証 下記のとおり遊漁を承認します。		注 意 事 項
遊 漁 者	住所	1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。 4
	氏 名 (才)	
承認期間 魚 種 漁 具 漁 法 遊 漁 区 域 遊 漁 料 発 行 者 京 二 川 漁 業 協 同 組 合		

様式（３） 遊 漁 承 認 証（年 券）

表		裏
No. 遊 漁 承 認 証 下記のとおり遊漁を承認します。		注 意 事 項
遊 漁 者	住所	1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。 4
	氏 名 (才)	
承認期間 魚 種 漁 具 漁 法 遊 漁 区 域 遊 漁 料 発 行 者 京 二 川 漁 業 協 同 組 合		

様式（４） 遊 漁 承 認 証（県内共通遊漁証）

表

裏

No.	
遊 漁 承 認 証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊 漁 者	住所
	氏 名 (才)
承認期間	
魚 種	
漁 具 漁 法	
遊 漁 区 域	
遊 漁 料	
発 行 者	
福岡県内水面漁業協同組合連合会	

注 意 事 項
1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。
2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。
4

様式（５）

漁 場

監 視 員 証

表

裏

No.	
漁 場 監 視 員 証	
下記の者は当組合の監視員であることを証明する。	
住所	
氏 名	
有効期間	
発 行 者	
京二川漁業協同組合	

注 意 事 項

岩岳川漁業協同組合内共第8号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は岩岳川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、あゆ、おいかわ（はや）、あまご（えのは）、うなぎ、もくずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 第1条に規定する漁場区域内で遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に口頭で申請し、その承認を受けなければならない。

2 組合は第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模
手釣、竿釣	1人3本以内
うなぎうけ（かご及び筒）	1人5個以内
かにえさうけ	1人3個以内

2 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる漁具、漁法を使用して採捕してはならない。

魚種	漁具、漁法
こい、あゆ、うなぎ、もくずがに	空針釣（ひっかけ釣）
	投網

(禁止期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 期間	備考
こい	6月1日から6月30日まで	福岡県漁業調整規則
あゆ	1月1日から5月31日まで	
おいかわ (はや)	2月1日から2月末日まで (但し、竿釣による場合を除く)	
あまご (えのは)	10月1日から12月31日まで	
	1月1日から2月末日まで	福岡県内水面漁場管理委員会指示

(全長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については中欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	全長等	備考
あまご (えのは)	全長10cm以下	福岡県漁業調整規則
こい	全長16cm以下	
おいかわ	全長3cm以下	
うなぎ	全長21cm以下	

(禁止区域)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の魚種は、イ欄の区域においてウ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ、こい、おいかわ、あまご (えのは)、うなぎ、もくずがに	福岡県豊前市岩屋 岩屋呑堰から上流500mまでの区域	1月1日から12月31日まで
	福岡県豊前市沓川 二股堰から上流300mまでの区域	
	福岡県豊前市岩屋 大河内天和堰から上流岩屋橋までの区域	
	福岡県豊前市岩屋 向井堰から上流全域	
	福岡県築上郡吉富町	

	延命堰から上流500mまでの区域	
--	------------------	--

(遊漁料の額および納付の方法)

第7条 遊漁料の額は次表のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下の場合は無料、中学校・高等学校生徒又は肢体不自由者は、次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
こい、あゆ、あまご、 おいかわ(はや)、う なぎ	手釣、竿釣、徒手	1日	500円
うなぎ	うなぎうけ(かご 及び筒)	1年	5,000円
もくずがに	かにえさうけ、徒 手	1年	5,000円

2 前項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所において行わなければならない。

組合事務所(福岡県豊前市大字中村547-1)及び組合が指定する釣具店等。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第8条 次のア表に掲げる第五種共同漁業権漁場にかかるすべての漁場区域において、イ表ア欄の水産動物を同表イ欄の漁具、漁法により同表ウ欄の規模で遊漁しようとする者は、あらかじめイ表エ欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について、福岡県内水面漁業協同組合連合会(以下、「内水面漁連」という。)の承認を受けなければならない。ただし、遊漁者が小学生以下の場合は無料、中学校・高等学校生徒又は肢体不自由者は、イ表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

ア表

漁場区域	漁業権番号
矢部川	内共第1号
筑後川(上流)	内共第2号
筑後川(下流)	内共第3号
八木山川	内共第5号
今川	内共第6号

祓川	内共第 7 号
岩岳川	内共第 8 号
花宗池	内共第 9 号

イ表

ア 水産動物	イ 漁具、漁法	ウ 規模	エ 年遊漁料
あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、もくずがに、てながえび、うぐい、すっぽん	手釣、竿釣	3 本以内	10,000 円
こい、ふな、うなぎ、おいかわ、もくずがに、てながえび、うぐい、すっぽん	手釣、竿釣	3 本以内	4,000 円
あゆ	手釣、竿釣	1 本	8,000 円
やまめ	手釣、竿釣	3 本以内	3,000 円
わかさぎ	手釣、竿釣	3 本以内	2,000 円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

内水面漁連（所在地 福岡市博多区東公園 7 番 7 号）及び福岡県の内水面関係組合が指定した釣具店。

（遊漁承認証に関する事項）

第 9 条 組合は第 2 条第 3 項の遊漁料の納付を受けたとき、又は、同条第 1 項の承認を行ったときは、様式（1）の遊漁承認証を交付するものとする。

内水面漁連は第 8 条第 1 項の遊漁の承認を行ったときは様式（2）の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第 10 条 遊漁者が遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

2 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示

しなければならない。

3 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が指定した産卵場の川底をかくはんしてはならない。

5 釣りによる遊漁は、日没から日の出までの間は禁止する。

6 この漁場区域に架設された橋梁上からの遊漁を禁止する。

(漁場監視員)

第 11 条 漁場監視員は、この規則施行に関し、必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、様式（3）の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。

この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は認可の日から施行する。

様式（１） 遊 漁 承 認 証

表

No.	
遊 漁 承 認 証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊 漁 者	住所
	氏名 (才)
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発行者	
岩岳川漁業協同組合	

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。
2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。

様式（２） 県内共通遊漁承認証

表

No.	
遊 漁 承 認 証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊 漁 者	住所
	氏名 (才)
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発行者	
福岡県内水面漁業協同組合連合会	

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。
2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。

様式（３）

漁 場 監 視 員 証

表

No. 漁 場 監 視 員 証 下記の者は当組合の監視員であることを証明する。
住所
氏名
有効期間
発行者 岩岳川漁業協同組合

裏

注 意 事 項
1 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない
2 本証は内水面漁場監視の際は必ず携帯し、遊漁者の請求があったときはいつでも提示しなければならない
3 本証を紛失したときは直ちに発行者に届け出なければならない
4 監視員を辞任したとき、又は有効期間の切れたときは直ちに発行者に返付しなければならない